

郵政民営化法の規定に基づく 子会社保有の認可申請について

2024(令和6)年3月
総務省郵政行政部

認可申請の概要

2024(令和6)年2月28日に、ゆうちょ銀行から認可申請のあった事項

○ 子会社の保有

1. 投資事業有限責任組合その他投資事業を営む会社の組成・運営・管理業務及び投資事業有限責任組合その他投資事業を営む会社の財産の運用・管理業務並びに銀行法第10条第2項に規定する業務等を行う子会社
2. 株式・社債等への投資及びこれらを目的とする投資事業有限責任組合等の組成・運営・管理業務並びに投資対象会社に対するコンサルティング業務等を行う子会社

【郵政民営化法の規定に基づく審査事項】

1. 他の金融機関等との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと
2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

(考慮事項)

1. 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情
2. 郵便貯金銀行の経営状況

各審査事項の論点例

1. 他の金融機関等との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと

論点例

- (1) グループ内での不当な相互補助により役務を有利な条件で提供するおそれがないか
- (2) 資金規模等から見て、市場を歪めるおそれがないか
- (3) その他適正な競争関係を阻害するおそれがないか

2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

論点例

- (1) 収支について、合理的な見込みがあるか、
その上で、経営の健全性を確保した収支見込みとなっているか
- (2) 既存の役務の適切な提供を阻害するおそれがないか
- (3) その他利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないか

(参考) 郵政民営化法の規定

(子会社保有の制限)

第百十一条 郵便貯金銀行は、子会社対象金融機関等を子会社（銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この節において同じ。）としようとするとき（同法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、郵便貯金銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数（同法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第四項において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

2～4 （略）

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項（第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第二項ただし書又は前項の認可の申請があつた場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便貯金銀行の経営状況

6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項、第二項ただし書又は第四項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

7・8 （略）

9 第一項から第三項までの「子会社対象金融機関等」とは、銀行法第十六条の二第一項第二号の二から第六号まで、第八号から第十一号まで又は第十五号から第十七号までに掲げる会社（従属業務（同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。）を専ら営む会社及び同条第四項に規定する内閣府令で定めるもの（内閣府令・総務省令で定めるものに限る。）を専ら営む会社を除く。）をいう。